

# 事業報告書

第1期（平成20年度）



自 平成20年 4月 1日

至 平成21年 3月31日

京都府公立大学法人

## 目 次

### I 京都府公立大学法人の概要

1	目標	1
2	業務	1
3	事務所等の所在地	1
4	資本金の状況	1
5	役員の状況	2
6	職員の状況	2
7	大学等の概要	3
(1)	学部等の構成	3
ア	府立医科大学	3
イ	府立大学	3
ウ	府立医科大学附属病院	3
(2)	学生の状況	3
ア	府立医科大学	3
イ	府立大学	3
8	設立の根拠となる法律名	4
9	設立団体	4
10	経営審議会	4
11	教育研究評議会	5
(1)	府立医科大学	5
(2)	府立大学	6

### II 業務の実施状況

#### ※ 平成20年度・年度計画実施状況

(特記事項 第2教育研究等の質の向上に関する事項～第6その他運営に関する重要事項)

第2	教育研究等の質の向上に関する事項	7
1	教育等に関する目標を達成するための措置	7
2	研究に関する目標を達成するための措置	10
3	地域貢献に関する目標を達成するための措置	11
4	医科大学附属病院に関する目標を達成するための措置	13
5	国際交流に関する目標を達成するための措置	14
第3	業務運営の改善等に関する事項	15
1	運営体制に関する目標を達成するための措置	15
2	教育研究組織に関する目標を達成するための措置	15
3	人事管理に関する目標を達成するための措置	15
4	事務等の効率化に関する目標を達成するための措置	16

第 4	財務内容の改善に関する事項	-----	1 6
1	収入に関する目標を達成するための措置	-----	1 6
2	経費に関する目標を達成するための措置	-----	1 6
3	資産運用に関する目標を達成するための措置	-----	1 6
第 5	教育研究及び組織運営の状況の自己点検・評価並びに 当該状況に係る情報の提供に関する事項	-----	1 6
1	評価の充実に関する目標を達成するための措置	-----	1 6
2	情報公開等の推進に関する目標を達成するための措置	-----	1 7
第 6	その他の運営に関する重要事項	-----	1 7
1	施設・設備の整備・活用等に関する目標を達成するための措置	-----	1 7
2	安全管理に関する目標を達成するための措置	-----	1 7
3	社会的責任に目標を達成するための措置	-----	1 7

## I 京都府公立大学法人の概要

### 1 目標

京都府公立大学法人は、京都府立医科大学及び京都府立大学の設置及び管理を通して、京都府民に開かれた大学として透明性の高い運営を行うとともに、両大学の教育研究の特性への配慮の下で、百年を超える伝統及び実績の継承や両大学相互の連携を図りながら、京都府における知の拠点として、質の高い教育研究を実施することにより幅広い教養、高度の専門的な知識及び高い倫理観を備えた人材を育成するとともに、大学や地域の多様な主体と協力・連携した研究成果等の活用、附属病院における全人医療の提供等を通じて、京都府民の健康増進及び福祉の向上、京都文化の発信並びに科学・産業の振興に貢献し、もって地域社会はもとより、国内外の発展に寄与する。

### 2 業務

- (1) 大学を設置し、これを運営すること。
- (2) 学生に対し、修学、進路選択及び心身の健康等に関する相談その他の援助を行うこと。
- (3) 法人以外の者から委託を受け、又はこれと共同して行う研究の実施その他の法人以外の者との連携による教育・研究活動を行うこと。
- (4) 生涯学習の充実に資する多様な学習機会を提供すること。
- (5) 大学における教育研究成果の普及及び活用を通じ、地域社会をはじめ国内外の発展に寄与すること。
- (6) 前各号の業務に付帯する業務を行うこと。

### 3 事務所等の所在地

- (1) 京都府立医科大学河原町キャンパス  
京都市上京区河原町通広小路 上る 梶井町 4 6 5
- (2) 京都府立医科大学花園キャンパス  
京都市北区大將軍西鷹司町 1 3
- (3) 京都府立大学下鴨キャンパス  
京都市左京区下鴨半木町 1 番 5
- (4) 京都府立大学精華キャンパス  
京都府相楽郡精華町北稲八間

### 4 資本金の状況

22,395,520千円

## 5 役員 の 状 況

役員 の 定 数 は 京 都 府 公 立 大 学 法 人 定 款 第 8 条 に よ り、 理 事 長 1 人、 副 理 事 長 2 人、 理 事 5 人 以 内 及 び 監 事 2 人。 任 期 は、 京 都 府 公 立 大 学 法 人 定 款 第 1 3 条 の 定 め る と ころ に よ る。

役 職	氏 名	就 任 年 月 日	備 考
理 事 長	荒 卷 禎 一	平 成 2 0 年 4 月 1 日	
副 理 事 長	山 岸 久 一	平 成 2 0 年 4 月 1 日	京 都 府 立 医 科 大 学 学 長
副 理 事 長	竹 葉 剛	平 成 2 0 年 4 月 1 日	京 都 府 立 大 学 学 長
理 事	勝 見 彰	平 成 2 0 年 4 月 1 日	法 人 事 務 総 長
理 事	木 下 茂	平 成 2 0 年 4 月 1 日	京 都 府 立 医 科 大 学 附 属 病 院 長
理 事	築 山 崇	平 成 2 0 年 4 月 1 日	京 都 府 立 大 学 地 域 連 携 セ ン タ ー 長
理 事	細 見 三 英 子	平 成 2 0 年 4 月 1 日	ジ ャ ー ナ リ ス ト
理 事	山 口 重 之	平 成 2 0 年 4 月 1 日	京 都 工 芸 繊 維 大 学 学 長 特 任 補 佐
監 事	安 保 千 秋	平 成 2 0 年 4 月 1 日	弁 護 士
監 事	中 野 淑 夫	平 成 2 0 年 4 月 1 日	公 認 会 計 士

## 6 職 員 の 状 況

(1) 京 都 府 立 医 科 大 学	※ 法 人 本 部 職 員 含 む
1, 3 9 2 人	
教 員	3 2 6 人
職 員	1, 0 6 6 人
(2) 京 都 府 立 大 学	
2 2 9 人	
教 員	1 5 9 人
職 員	7 0 人

7 大学等の概要

(1) 学部等の構成

ア 府立医科大学

①学部 医学部：医学科、看護学科
②大学院 医学研究科、保健看護研究科

イ 府立大学

①学部 文学部：日本・中国文学科、欧米言語文化学科、歴史学科 公共政策学部：公共政策学科、福祉社会学科 生命環境学部：生命分子化学科、農学生命科学科、食保健学科、環境・情報科学科 環境デザイン学科、森林科学科
②大学院 文学研究科、公共政策学研究科、生命環境科学研究科

ウ 府立医科大学附属病院（平成20年4月1日現在）

①診療科数	27診療科
②病床数	1,065床

(2) 学生の状況

ア 府立医科大学（平成20年5月1日現在）

学部	942人	大学院	291人
医学部医学科	613人	医学研究科	280人
医学部看護学科	329人	保健看護研究科	11人

イ 府立大学（平成20年5月1日現在）

学部	1,750人	大学院	324人
文学部	494人	文学研究科	88人
公共政策学部	108人	公共政策学研究科	12人
生命環境学部	221人	生命環境科学研究科	99人
福祉社会学部	238人	福祉社会学研究科	17人
人間環境学部	315人	人間環境科学研究科	42人
農学部	374人	農学研究科	66人

8 設立の根拠となる法律名

地方独立行政法人法

9 設立団体

京都府

10 経営審議会

氏 名	役職等
荒巻 禎一	理事長
山岸 久一	副理事長
竹葉 剛	副理事長
勝見 彰	理事
木下 茂	理事
築山 崇	理事
細見 三英子	理事
今井 一雄	宮津市商工会議所会頭、京都経済同友会北部部会長
齊藤 修	(株) 京都新聞社代表取締役社長
齊藤 茂	(株) トーセ代表取締役社長
千 容子	(社) 茶道裏千家淡交会副理事長
八田 英二	大学コンソーシアム京都理事長
平林 幸子	京都中央信用金庫専務理事
邊見 公雄	全国公立病院連盟会長、赤穂市民病院長

11 教育研究評議会  
 (1) 府立医科大学

氏 名	役職等
山岸 久一	学長
木村 實	研究部長
有菌 直樹	学生部長
花井 一光	教養教育部長
岡山 寧子	看護学科長
田中 義文	附属図書館長
木下 茂	附属病院長
岸本 三郎	医療センター所長
高松 哲郎	医学研究科教授
岩井 直躬	医学研究科教授
久 育男	医学研究科教授
丸中 良典	医学研究科教授
伏木 信次	リエゾンオフィス室長
矢部 千尋	国際学術交流センター長
吉川 敏一	予防医学センター長
福居 顯二	附属病院長補佐
三木 恒治	附属病院長補佐
兒玉 幸長	事務局長
柏瀬 武	NHK京都放送局長
赤坂 裕三	京都八幡病院長

(2) 府立大学

氏 名	役職等
竹葉 剛	学長
関根 英爾	京都新聞論説委員
宮野 文穂	京都府教育委員会教育次長
築山 崇	法人理事（地域連携センター長）
上田 純一	文学部長
小沢 修司	公共政策学部長
久保 康之	生命環境科学研究科長
山崎 福之	附属図書館長
高原 光	教務部長（教養教育センター長）
木戸 康博	学生部長
野口 祐子	文学部教授
高原 正興	公共政策学部教授
山田 秀和	生命環境科学研究科教授
三橋 俊雄	生命環境科学研究科教授
松村 和樹	全学情報総括責任者
浅井 学	広報委員会委員長
上島 享	自己評価委員会委員長
川田 俊成	国際交流委員会委員長
森本 幸治	事務局長

## II 業務の実施状況

### ※ 平成20年度・年度計画実施状況

(特記事項 第2教育研究等の質の向上に関する事項～第6その他運営に関する重要事項)

#### 第2 教育研究等の質の向上に関する事項

- 1 教育等に関する目標を達成するための措置
- (2) 教育の内容等に関する目標を達成するための措置

##### ア 入学者受入れ

- ・綾部市で府北部の府立高校生を対象に医科大学と府立大学合同で入試説明会を開催。高校生及び保護者等112名が参加
- ・府立大学ではオープンキャンパスにおいて、「入試相談コーナー」を設け、入試制度の説明、過去問の配付等を行った。また、流木祭(学園祭)の開催に併せてキャンパスツアーを開催し、128名の参加者が、在学生(22名)と志望学科ごとに交流するとともに学内施設や流木祭を見学した。

##### イ 教育課程

- ・医科大学では、医学科・看護学科生が合同で地域の医療を支える基幹病院等(府北中部)を訪問し、地域医療の仕組み及び各地域の保健・医療・福祉等の実情を学ぶ地域滞在実習の事前学習として見学会を開催し、学生・教員合わせて約70名が参加した。
- ・医科大学では、実践能力の向上を図るため、臨地指導教授等の制度を創設し、関係実習施設の指導者約50名に対し、称号付与を行い、実習施設との連携を強化した。
- ・府立大学では4月から新たな教養教育カリキュラムを始動。必修科目として、新入生ゼミナール42クラス、情報処理基礎演習11クラスを新たに開講するとともに、履修者の多いドイツ語・中国語の1年次配当科目については、合わせて前年度比6クラス増を行い、授業効果アップのための少人数クラス化を図った。
- ・文学部ではサン・ディエゴ大学からの訪問団を迎えて特別授業を実施し、授業方法や教材について試行・検討した。
- ・公共政策学部では、「公共政策入門Ⅰ・Ⅱ」で、受講学生全員が京都府の「政策のタマゴ」事業に参加し、府庁へのヒアリング調査やそれを踏まえた政策提言などを行った。また、京都法務局(登記実務の現場見学・説明)、京都地方裁判所(刑事裁判の口頭尋問手続の傍聴)等での現地講義や現役の生活保護ケースワーカーやソーシャルワーカー、駐日ノルウェー王国大使等を招いた特別講演を実施した。
- ・生命環境学部では新学部の領域間の連携関係を深めるため学部共通科目6科目を開講するとともに、専門領域の体系的理解を目的として各学科で設置した新たなカリキュラムを実施した。
- ・3大学の教養教育の共同化を推進するため、単位互換科目数を増加するとともに、共同カリキュラムの中の授業の一形態として医科大学と府立大学の共同実施科目の設置を決定した。  
また、3大学の定期試験時期の統一や医科大学医学科において単位互換科目を卒業単位認定する等、学生が受講しやすくするための条件整備を進めた。

- ・3大学を中心に専門教育部会を設置し、大学院連携セミナーを開催する等、既存大学院の連携を図った。  
また、共同大学院部会を設置し、共同大学院の設置に向けて検討を行うとともに、企業がどのような人材を求めているのかニーズ調査を行った。  
さらに、企業関係者を招いて共同大学院フォーラムを開催し、大学院連携に対する意見交換を行った。

#### ウ 教育方法

- ・授業計画、成績評価基準等を明示する等、平成21年度版シラバスの改善・充実を図るとともに、新入生および2回生以上の在学生それぞれに対して、年度当初に各学科においてガイダンスを実施し、特に編入学生に対しては履修方法等についてのきめ細かい指導を行った。  
また、府立大学においては、教職・学芸員などの資格取得希望学生を対象とした履修ガイダンスを行った。
- ・医科大学では、学生への受験手続き説明会の開催や個別相談、模擬試験等きめ細かい学習支援を行い、平成21年2月実施の看護師・保健師・助産師国家試験については受験者全員の合格（100%）を達成した。
- ・公共政策学部（福祉社会学部）では、社会福祉士国家試験対策講座を実施し、学部教員8名、外部講師2名により13科目、1科目90分の試験対策講座を行い、その成果として、第21回社会福祉士国家試験において、合格率73.1%（全国6位）の高い合格実績を上げた。
- ・3大学教養教育単位互換の更なる周知を図るため、3大学の教養教育担当教員等で構成する単位互換等実施・検討委員会で、募集チラシ・履修ガイドを作成し、履修ガイダンス等で学生に配布した。
- ・生命環境科学研究科では、研究テーマにふさわしい複数教員を指導教員とする複数指導体制を定め、主指導教員1名と副指導教員1名により、研究課題の設定や履修計画につき指導を行った。
- ・公共政策学研究科では平成21年度4月開講予定の「地域社会論演習I（京都府やNPO団体、一般市民などの参加を得て、地域の課題を実践的に検討するオープンワークショップ）」の枠組みを検討し、その開講のため、地域からのテーマ募集を行った。募集に対して13のテーマ応募があり、その中から2つのテーマを選定し、4月からの開講に備えた。

### (3) 教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置

#### ア 教員組織

- ・医科大学では、看護学科の臨地教育の指導体制の充実を図るため、臨地実習に協力する医療機関等において、優れた実習指導者に対する称号の付与を行う臨地指導教授制度を平成20年度に導入し、初年度は臨地指導教授6名、臨地指導講師35名、臨地指導助教13名を任命した。
- ・府立大学では客員教員1名、特任教員12名を採用し、教員の多様性を確保。また、実習教育の充実のため短期的に当該制度を活用し、教育・研究体制の充実を図った。

#### イ 教育環境等の充実

- ・府立大学では教養教育センターに情報教育小委員会を新設し、全学情報システム運営委員会と連携して情報処理室のハード、ソフト面の管理・運用を強化。また、全学的なソフトウェアライセンス管理を更に適正化するため、全学LAN調査を実施するとともに、運用管理外部委託内容を拡充し、SEの平日学内常駐を実現した。
- ・医科大学では、少人数教育、臨床実習等が円滑に行えるようスキルラボの整備を行った。
- ・医科大学では、電子ジャーナルタイトル数を増加するとともに、学生用図書としてシラバス掲載図書・教室推薦図書を計画的に購入した。
- ・府立大学では図書・雑誌の充実を図るとともに、電子ジャーナルについて継続分に加え、大幅に購読金額を増やし、図書館の資料・情報の充実を図った。また、図書館システムの更新に併せて医科大学・府立大学相互の蔵書検索を可能にするシステム機能向上策を検討するとともに、京都外国語大学との間では図書館の更なる連携を推進するための検討を進め、年度末には両図書館の共同利用協定を締結した。

#### ウ 教育活動の評価

- ・医科大学では、学生による授業評価を実施するとともに、クリニカルクラークシップや看護学教育に関するワークショップを開催した。
- ・府立大学では教務部委員会にFD部会を設置し、授業評価に係る企画・全学報告書の作成、全学FD研究集会の企画・実施、大学院授業アンケートの企画・実施等を行った。

#### (4) 学生への支援に関する目標を達成するための措置

##### ア 学習支援

- ・府立大学では各学科において、学年担任を中心にガイダンス等における履修指導を行うとともに、オフィスアワーやメーリングリストを活用し個別相談に対応した。

##### イ 学生生活に対する支援

- ・府立大学では6月に「医務室・学生相談コーナー運営委員会」を設置し、医務室・学生相談コーナー運営のサポートに努めるとともに、臨床心理士によるカウンセリング相談体制をそれまでの週1日（6時間）から週2日（9時間）に拡充し、相談日・時間の増加を図った。また、平成21年3月学生相談に関する学内研修会「学生保健研究会」を開催した。
- ・府立大学では障害学生(肢体不自由)をサポートするため、障害学生支援室を設置するとともに聴覚障害のある学生に対してノートテイクによる支援を行った。また、視覚障害のある学生の本学受験を受けて、「視覚障害のある学生に対する学習支援の指針」を作成し、学内への周知を図った。
- ・経済的に就学が困難な学生に対して授業料の減免措置を講じるとともに、日本学生支援機構、その他団体等の奨学金制度について、大学HPや掲示板等を活用して積極的に情報の提供を行い、随時、相談にのるなど、幅広い支援に努めた。

## ウ 就職・継続的教育支援

- ・医科大学においては、学科ごとに複数の就職担当職員を配置し、就職相談を行うとともに、求人情報等について、迅速な情報提供を行い、学生の就職活動を支援した。
- ・府立大学では、学科ごとに3回生、4回生の就職担当教員を配置し、就職相談にきめ細かに対応するとともに、大学後援会と連携しキャリアカウンセラーによる就職相談の拡充（実施時間数の増）を図った。また「就職活動の手引き」「2008年3月卒業生アンケート集」を作成し、学生に提供するとともに、就職講座、企業研究セミナー、面接対策講座等を開催し、学生の就職活動への動機付け及び就職スキルの向上を図った。

## 2 研究に関する目標を達成するための措置

### (1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置

#### ア 目指すべき研究の方向・水準

- ・医科大学では難治性眼疾患に対する羊膜移植術や末梢血単核球移植による血管再生治療等の高度先進医療に新たに取り組むとともに、がん診療拠点病院、肝疾患診療連携拠点病院として様々な取組を行った。
- ・府立大学では、3学部それぞれの特徴を活かした研究を推進するとともに、その成果を還元するため、それぞれ新学部発足シンポジウムや研究成果報告会、学部主催の公開講座等を実施した。
- ・京都府や市町村、NPO、企業等との連携・協働による実践的応用研究を行い、地域貢献できる人材の養成に取りくんだ。
- ・文部科学省の競争的資金である「戦略的大学連携支援事業」に4大学（京都工芸繊維大学、京都府立医科大学、京都府立大学、京都薬科大学）で申請し、採択された。また、平成21年度グローバルCOEの申請に当たり、3大学連携により申請した。

#### イ 研究成果の地域への還元

- ・産業界等への研究成果還元を図るため、3大学連携研究フォーラムの開催、京都産業21や京都中央信用金庫が開催するフォーラムへの参画により、企業等からの技術相談を受け付けた。
- ・医科大学では、地域の産業界や研究機関との共同研究を実施した。（都市エリア産学官連携促進事業等）また、府商工労働観光部が実施するウエルネス人材育成事業への講師派遣等実施した。
- ・医科大学では、医療・看護それぞれの分野で、「がん治療」、「病気のサイン」等府民の関心の高いテーマを設定して公開講座を開催し、多くの府民の参加を得て、医学研究成果を府民へ還元した。
- ・京都府立大学地域貢献型特別研究（府大ACTR）の実施に当たり、研究テーマの一般公募を実施。京都府・市町村・NPO等から39件の応募があり、このうち27件に対応し、行政や関係試験研究機関等とも連携して研究を実施。その成果については学術講演会やフォーラム・シンポジウム等を開催した。

## (2) 研究実施体制等の整備に関する目標を達成するための措置

### ア 研究実施体制等の整備

- ・医科大学では、特任教員に係る規程を新たに制定することで産学公連携教員の制度を整備した。
- ・府立大学では、グローバルCOEや大型競争的資金の獲得につなげるため、府大の特徴的かつ先進的な研究分野に、重点的に研究費を配分する制度を創設、実施要領を策定した。研究費総額は1,500万円とし、審査委員会の審査を経て、学長が採択決定をすることとした。

### イ 研究環境・支援体制の整備

- ・知的財産に関する基本方針を明確にするために、法人の知的財産ポリシーと利益相反ポリシーを策定した。
- ・医科大学では、産学公連携戦略本部及び知的財産オフィスを設置し、知的財産の評価・管理・活用等に関する体制整備に向けた検討を行った。
- ・府立大学では知的財産ポリシーの策定を受けて、京都府立大学職務発明審査会規程（仮称）などの内部規程素案を作成。外部専門家（関西TLO等）とも調整し、知的財産の帰属の考え方など、管理体制を検討した。

### ウ 研究活動の評価

- ・ピアレビューによる客観的な評価システム等の作成に向けて他大学（京都工芸繊維大学他4大学）の状況調査ヒアリングを実施した。

## 3 地域貢献に関する目標を達成するための措置

### ア 府民・地域社会との連携（多様な学習機会の提供）

- ・法人ホームページ（法人本部総務室）に共同の相談窓口を設置し、相談対応が可能な体制を整えた。
- ・府立大学では、大学の研究成果を地域に還元する窓口として地域連携センターを設置し、各学部・研究科との共催シンポジウムとして文学部と2回、公共政策学部及び生命環境科学研究科と各1回、計4回開催した。
- ・府立大学では、平成21年度教員免許状更新講習の開設計画（7講習、計48時間）をとりまとめ、文部科学省による認定を受けた。
- ・府立大学附属図書館では、20年4月から図書館の開館時間を午後9時までとし、1時間延長した。

### イ 産学公連携

- ・産業界等への研究成果還元を図るため、3大学連携研究フォーラムを開催するとともに、第7回産学官連携推進会議、知財ビジネスマッチングフェア2008等の国主催事業や京都産業21、京都中央信用金庫等が主催する各種フォーラムへ出展する等、共同研究・受託研究の拡充を図った。

- ・医科大学では、外部資金獲得や知的財産の管理体制の構築を図るために新たに特任教授を設置した。

府立大学では、外部資金受入に係る学内支援体制整備のために嘱託職員を雇用し、産業界等からの共同研究・受託研究を積極的に行うために、研究助成の公募情報を学内ホームページに掲載した。

#### ウ 行政等との連携

- ・文部科学省「科学技術・学術審議会」、府「明日への京都ビジョン懇話会」、「京都市医療施設審議会」など国や府内行政機関等が設置する審議会等への就任要請に対し積極的に対応した。

- ・医科大学医療センターにより、平成21年4月時点、府本庁5課へ6名、7保健所へ9名、与謝の海病院へ42名、その他関係5機関へ19名の合計77名の医師を派遣し、府内の地域課題や行政課題等の解決に幅広く貢献している。

- ・府大ACTRの実施に当たり、平成20年5月に研究テーマの公募を実施。京都府・市町村・NPO等から39件の応募があり、このうち27件（うち京都府との共同研究13件、市町村との共同研究4件）に対応した研究を行った。

#### エ 教育機関との連携

- ・国の戦略的大学連携支援事業を活用し、3大学で教養教育部会、専門教育部会、研究等部会を設置し、各分野での課題について検討し、連携を行った。

- ・府立大学では京都府教育委員会が行う京都みらいネットによる高大連携事業「京の学び探訪2008」において、文学部教員2名による模擬授業を行った。また、宮津高校との「サイエンス・パートナーシップ・プロジェクト」において、宮津市大手橋周辺景観調査、松原橋親水公園の計画、由良の里自然公園ウッドデッキの制作、日本の住まいの伝統と文化について、ワークショップや講演会を実施した。

- ・府立大学では高校と連携した特別講義の実施や地域の幼稚園、小学校等を対象に、学生主導の食育、健康教室を開催した。

#### オ 医療を通じた地域貢献

- ・医師不足が深刻な府北部地域の人材確保について、京都府と連携し積極的に取り組み、平成21年4月時点で、府立与謝の海病院へ42名、府内保健所へ9名の医師を派遣している。

今後も、府北部地域の中核を担う与謝の海病院等への人材供給に引き続き努める。

- ・医学科・看護学科生が合同で地域の医療を支える基幹病院等（府北中部）を訪問し、地域医療の仕組み及び各地域の保健・医療・福祉等の実情を学ぶ地域滞在実習を実施した。（北中部6病院 学生・教員約120名参加。）

- ・医学科学生の府内定着率は61%、看護学科においては74%と、目標を達成した。なお、府内定着率を一層向上させるため、平成22年度入試から、看護学科の推薦入学定員を増員すべく学内手続きを行った。

- ・医師として最初に勤務する初期臨床研修後の研修医の府内定着率は、76.6 %と目標を達成した。

#### 4 医科大学附属病院に関する目標を達成するための措置

##### (1) 臨床教育等の推進

- ・平成21年度卒後臨床研修プログラムに「地域医療重点プログラム」を新設するとともに、選択科目に呼吸器コース、循環器コース等の「専門コース」を設けるなど、プログラムを充実した。  
また、最新設備を有する民間のスキルスラボで研修医の実技トレーニングを実施した。
- ・医師・看護師等の計画的な研修実施、手術看護等2名の認定看護師の拡充を行い、新規採用看護師を含め、より専門性を高める看護師のニーズに応える形で研修会を随時開催し、専門性の更なる向上を図った。  
また、放射線技師2名、臨床検査技師3名の認定資格取得を行った。

##### (2) 医療サービスの向上

- ・医療安全、感染対策の院内研修会について開催回数を従来の2倍に増やすほか、第一線で活躍する有識者を講師として招聘するなどの内容充実を図った。結果、参加者も前年度に比べ3倍以上増加した。  
また、安全管理者や感染対策推進医師・看護師を通じ医療安全や感染対策の情報を職員へ周知するとともに、定期的な実地検査により状況を点検した。
- ・臨床工学技士を2名増員し、医療機器管理体制の強化を図った。  
また、平成21年1月からMEセンターを設置し、医療機器の定期点検やME機器の中央管理システムを開始した。
- ・新外来診療棟等の運用開始に伴い、工事期間中、患者誘導、案内業務のための職員及び臨時職員等を配置し、患者動線が一時的に不便となることに対して、医師、コメディカル及び職員等が一体となってサービスの維持に努めた。
- ・平成20年4月からCT、MRI等の放射線画像のフィルムレス運用を開始し、5月から単純写真のフィルムレス運用を実現した。10月からは、医師指示及び入院処置等の機能を追加したフルオーダーリングシステムの稼働も実現した。  
また、診療現場において「患者も読めるカルテ」、「カルテを見ながらのわかり易い患者への説明」及び「画像・検査結果などによる説得力ある説明」等、カルテ情報の患者との共有について推進した。

##### (3) 高度で安全な医療の推進

- ・高度先進医療推進助成事業を公費負担患者制度（減免制度）に変更し、21年度以降も継続するとともに、先進医療の新規承認申請2件を行った。
- ・がん征圧センターとがん対策あり方ワーキンググループのがん対策合同会議を実施し、研究面と診療面での連携を確認した。  
また、がん征圧センターにおける研究成果還元の一環として、府民向けに「がん予防コンサルタント」を設置し、相談事業を実施した。

#### (4) 地域医療への貢献

- ・「診療のご案内」を作成し、関係医療機関への配布等により医療機関との連携強化を図り、新規紹介患者の受入を前年比1.3倍と大幅な増加を図った。
- ・入院患者の転院を円滑に進めるため、退院支援医療機関登録制度を制定した。  
(21年5月運用開始予定)
- ・電子カルテシステムを活用した地域医療機関との画像情報の共有、患者情報やオンライン紹介等を行う地域医療連携システムを開発し、地域医療連携の充実強化を進めた。
- ・患者紹介率を43.0%とし、目標を上回って達成した。
- ・地域の看護職者、栄養士、臨床検査技師、作業療法士等の他施設等からの研修生、実習生の受け入れ、他施設への研修講師派遣等を行った。

#### (5) 政策医療の実施

- ・平成20年8月に肝疾患診療連携拠点病院の指定を受けた。
- ・都道府県がん診療連携拠点病院として、外来化学療法センターでの診療対象がんを拡充するとともに、府内の医療従事者等を対象としたがん看護研修会や、府民講座を実施した。
- ・一類感染症を始めとする感染症患者受入を想定し、診療体制等を整備するとともに「疾病別マニュアル」を作成し、入院患者受入体制を整備した。

#### (6) 病院運営体制の強化と健全な経営の推進

- ・各部門等において設定した目標、診療実績等を踏まえ、重点的な診療部長ヒアリングを行うとともに、医大ニュース等へ診療実績を掲載した。
- ・地域医療連携室において、「診療のご案内」を作成して、関係医療機関への配布等により医療機関との連携強化を図り、新規紹介患者の受入増を図るとともに、入院患者の転院を円滑に進めるため、退院支援医療機関登録制度を制定し、病病連携、病診連携強化の取組を進めた。また、先進医療の取組の推進や先進的治療等に係る新たな施設基準の取得を行った。
- ・各診療科等の協力により、院外処方せん発行率は平成19年度84.4%から平成20年度は86.7%へと向上させた。
- ・診療科配分病床を一部再編し、看護部による共用病床の一元管理の徹底等により、各診療科が病床を確保しやすい環境を整えた。また、各診療科の病床利用率等の状況により、診療科配分病床の見直しを21年2月に実施した。

#### 5 国際交流に関する目標を達成するための措置

- ・府立大学では、国際交流委員会を新規に立ち上げ、「京都府立大学における国際交流協定等の締結に関する取扱方針」を制定するとともに、英語大学紹介冊子「Prospectus2009」の作成や全学向けwebサイトに国際交流委員会からのお知らせページを新設するなど、各種国際交流に係る基盤整備を行った。

- ・府立大学では全学向け国際交流の実態調査「国際交流協定の現状・シーズの予備調査」を実施。国際的な共同研究上の課題点などを確認し、積極的な国際交流を目指し、検討を開始した。
- ・府立大学では国際交流専任の嘱託職員を採用し、海外大学等からの研究者来校や電話照会に対応するとともに、国際交流に係る対応窓口を開設した。
- ・医科大学では、京都府の友好提携州である米国オクラホマ州のオクラホマ大学と国際学術交流協定を締結した。

### 第3 業務運営の改善等に関する事項

#### 1 運営体制に関する目標を達成するための措置

- ・法人理事会理事、経営審議会委員に民間人を登用し法人運営に対する意見をとりいれた。理事長と学長の調整会議を定期的開催し、各大学の様々な課題について意思疎通を行った。
- ・理事長のリーダーシップのもと、戦略的・重点的に資源配分が実施できる仕組みを構築するため、研究費に法人総合戦略枠を創設した。(平成21年度予算)
- ・法人の運営状況の積極的な公開を進めるため、理事会、経営審議会及び教育研究評議会の議事内容を法人ホームページに掲載した。
- ・大学運営の点検・検証を行うため、京都府公立大学法人内部監査規程を策定し、内部監査体制を整備した。

#### 2 教育研究組織に関する目標を達成するための措置

- ・府立大学では、地域貢献分野においては府大ACTRの形式を提案公募型に変更。3000万円の研究費枠を確保し、21件を採択した。また、重点分野においては、特徴的かつ先進的な研究分野に、重点的に研究費を配分する制度を創設、1500万円の研究費枠を確保し、実施要領を策定した。

#### 3 人事管理に関する目標を達成するための措置

- ・博士研究員や専攻医、有期常勤職員等の雇用制度を導入し、多様な雇用の体系化、ルール化による業務の的確な対応に努めるとともに、医科大学では、従来、各教室が雇用し雇用形態が曖昧であった研究補助員や教室秘書等を法人雇用一本化した。
- ・医科大学ではがんプロジェクト、知的財産オフィス等の新しい取組に、民間の有識者等を特任教員等で活用した。  
府大では、公共政策学部前総務大臣の増田寛也氏を客員教授として招聘した。  
(21年4月～)
- ・府立大学では客員教員1名、特任教員12名を採用し、教員の多様性を確保。また、実習教育の充実のため短期的に当該制度を活用し、教育・研究体制の充実を図った。

- 4 事務等の効率化に関する目標を達成するための措置
  - ・個々の業務の専門性や固有職員での対応の適否等を検討し、専門的な知識の蓄積や経験に培われた対応が必要な部門（医事収納）への固有職員の配置を進めた。
  - ・法人本部職員の大半を両大学職員の兼務で補うことにより、大学の日常業務に根ざした法人運営を目指す組織として構築するとともに、1年の経過を経て、各組織の業務課題等を踏まえた体制の見直しや業務の再配分を行った。

#### 第4 財務内容の改善に関する事項

- 1 収入に関する目標を達成するための措置
  - ・平成20年4月からゆうちょ銀行に口座を開設。  
患者負担金について、支払窓口の多様化を図ることで、患者の利便性向上を実現し、収納を促進した。
  - ・初診時加算料について、近隣の大学病院や特定機能病院との均衡を考慮し、平成21年4月から従来の510円を1,050円に引き上げることとした。
  - ・医科大学では、外部資金獲得のため新たに設置した特任教授を活用するとともに、各種説明会等に出席し、積極的に情報収集を行い各教員に周知徹底した。  
府立大学では、外部資金受入れに係る学内支援体制整備のために嘱託職員を雇用するとともに、研究助成の公募情報を学内ホームページに掲載した。
  - ・府立大学ではグラウンド・テニスコートに一般開放日を設けて府民に開放した。
- 2 経費に関する目標を達成するための措置
  - ・給与・財務事務については、専用システムを導入し、本部集約化を行った。
  - ・府立大学では納品される物品について全て経理担当において納品検査を実施している。
- 3 資産運用に関する目標を達成するための措置
  - ・府立大学放射性同位元素共同実験室において、京都工芸繊維大学の教員・学生を受入れ、他の大学との共同利用を促進するとともに、磁気カードによる入退室管理を行い、入室に際して被ばく測定用のバッチの携行を義務付け放射線被ばく量の管理を徹底するなど厳格な管理を実施している。

#### 第5 教育研究及び組織運営の状況の自己点検・評価並びに当該状況に係る情報の提供に関する事項

- 1 評価の充実に関する目標を達成するための措置
  - ・府立大学において、学科（研究科）単位で研究活動報告書を取りまとめ、外部評価を実施した。その結果を受け、学部・学科としての改善取り組みについて検討し、結果をまとめた。

## 2 情報公開等の推進に関する目標を達成するための措置

- ・京都府公立大学法人のホームページを作成し、定款や業務方法書、中期・年度計画、理事会や経営審議会議事録等をはじめ、様々な情報を掲載・公表した。
- ・府立大学において、広報誌「府大広報」、大学ホームページ、記者発表、きょうと府民だより等様々な媒体を活用し、学内情報を積極的に公開した。また、英語版ホームページを公開するとともに、「府大tidbits」を新設し、府大のスタッフが、様々な府大の横顔を親しみやすく紹介した。

## 第6 その他運営に関する重要事項

### 1 施設・設備の整備・活用等に関する目標を達成するための措置

- ・施設整備に向け、キャンパスのあり方について検討。理事長提案を受けて下鴨キャンパスと精華キャンパスの基本的なコンセプトを確認し、各キャンパスについての具体的な整備検討を始めた。

### 2 安全管理に関する目標を達成するための措置

- ・府立大学では、4月に情報システム運営基本方針及び運用基本規程のポリシーを制定後、検討を重ね、10月に全利用者に適用する利用規程及び日常的に取り扱う6項目についての各利用手順を制定した。
- ・安全衛生委員会における職場巡視での指摘事項について、環境改善（照度の調整等）を行った。
- ・府立大学では、化学実験を行う実験室に簡易型緊急用シャワー及び消火器を設置して、教員及び学生の安全確保に努めた。
- ・府立大学では、廃液回収に関連するマニュアルを体系的にまとめて一本化するとともに、廃液の回収にあたっては、混合することを廃止し、容器ごとの回収に改めた。

### 3 社会的責任に関する目標を達成するための措置

- ・教職員が法人の業務遂行において法令を遵守するとともに、高い倫理観に基づき良識ある行動をとることの推進を目的とした「京都府公立大学法人コンプライアンス規程」を平成20年10月に策定し、この規程の周知を目的とした研修を開催した。
- ・医科大学では、ハラスメント防止委員会相談員を複数配置し、そのうち1名は女性を指名し、様々なハラスメントに対応できるよう相談体制の整備を行った。
- ・府立大学では、学生部や事務局等管理職のほか、各学部・研究科から複数教員（男女各1名又は男女各2名）をハラスメント防止委員会委員として選出し、当該委員が相談員も兼ね、様々なハラスメントに対応できるよう体制整備を行っている。また、人権問題に関する重要事項を審議する機関として、学長をトップとする人権委員会も別途設置しており、必要に応じて連携を取りながら機能している。